

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

教育委員会事務局 文化課

許認可等の内容	資料館の使用料の還付						
根拠法令等及び条項	栃木市歴史民俗資料館条例第11条						
標準処理期間	<table border="1"> <tr> <td>根拠条項</td><td>未設定</td></tr> <tr> <td>設定等年月日</td><td>平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更</td></tr> <tr> <td>標準処理期間</td><td></td></tr> </table>	根拠条項	未設定	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更	標準処理期間	
根拠条項	未設定						
設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更						
標準処理期間							
	<table border="1"> <tr> <td>根拠条項</td><td>栃木市歴史民俗資料館条例第11条 栃木市歴史民俗資料館条例施行規則第4条</td></tr> <tr> <td>参考事項</td><td>なし</td></tr> <tr> <td>設定等年月日</td><td>平成22年3月29日設定 平成26年3月20日最終変更</td></tr> </table>	根拠条項	栃木市歴史民俗資料館条例第11条 栃木市歴史民俗資料館条例施行規則第4条	参考事項	なし	設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成26年3月20日最終変更
根拠条項	栃木市歴史民俗資料館条例第11条 栃木市歴史民俗資料館条例施行規則第4条						
参考事項	なし						
設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成26年3月20日最終変更						
審査基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 使用料の不還付（栃木市歴史民俗資料館条例第11条） 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、規則で定める特別の理由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>2 使用料の還付（栃木市歴史民俗資料館条例施行規則第4条） (1) 条例第11条ただし書の規則で定める特別の理由とは、次のとおりとする。 ア 災害その他不可抗力により、施設等の利用が不可能になったとき。 イ 利用日の2日前までに利用申請の取消しを申し出たとき。 ウ 公益上又は管理上の理由により、利用を禁止したとき。</p>						